

日本フットケア・足病医学会中国・四国地方会会則

第1章 名称および事務所

第1条

本会は、日本フットケア・足病医学会中国・四国地方会（以下、地方会）と称し、事務所を株式会社春恒社（東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F）におく。

第2章 目的および事業

目 的

第2条

地方会は、日本フットケア・足病医学会（以下、本部学会）の中国・四国地方会として、下肢救済および足病治療・ケアに関わる医療関係者等が集結して、教育、研究、技術の向上や標準化を図り、当該分野における医療・ケアを確立し、これを普及させることにより、患者の生活の質（Quality of Life）を向上させ、予後を改善することを目的とする。

事 業

第3条

地方会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、教育、普及活動
2. 本部学会、その他の関連学術団体との連携および提携
3. 下肢救済・足病予防活動
4. その他必要な事業

第3章 会 員

会 員

第4条

地方会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地方会の会員は本部学会の正会員で、中国・四国地区で勤務するものとする。資格等については、本部学会会則に準じるものとする。
2. 地方会には正会員、賛助会員、顧問をおく。その資格等については、本部学会定款第2章第6条に準じる。正会員は、当面地方会会費を徴収しないものとする。

第4章 役員・評議員

役 員

第5条

地方会には次の役員をおく。

1. 世話人若干名（代表世話人1名、会長1名、副会長（次期会長）1名を含む）
2. 監事1名

第6条

代表世話人および監事の選出は評議員の中から世話人会において選出する。

第7条

代表世話人は、世話人の互選により選出する。代表世話人は世話人会、評議員会を招集し、その議長となり会務を総括する。

第8条

世話人は世話人会を組織し、世話人会および評議員会の議決に基づき会務を遂行する。

第9条

会長は世話人会において選出する。会長は地方会を代表して学術集会を主催する。

第10条

1. 監事は地方会の財産および業務執行の状況を監査し、その結果を評議員会に報告する。
2. 監事は世話人会に出席し意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。

第11条

1. 世話人および監事の任期は2年とするが、再任を妨げない。
2. 前任者に代わり選任された世話人および監事または増員として選任された世話人および監事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 会長および副会長の任期は1年とし、前年度学術集会終了後より、当年度学術集会終了時までとする。

評議員

第12条

1. 地方会には評議員をおく。評議員は、評議員2名の推薦に基づき、施行細則により世話人会において選考し、代表世話人が委嘱する。
2. 評議員は評議員会を組織し、代表世話人の諮問に応じて地方会の運営に関する重要事項を審議する。
3. 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 前任者の推薦で選任された評議員または増員として選任された評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

顧問

第13条

顧問は、世話人会に出席し意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。

第5章 会 議 世話人会

第14条

世話会の運営

1. 世話会は世話人および会長、副会長（次期会長）をもって構成する。
2. 世話会は代表世話人が招集し、議長となる。2名以上の世話人の申し出があれば、代表世話人は臨時世話会を開催しなければならない。

3. 世話人は通常世話人と臨時世話人とからなる。通常世話人は年1回以上開催し、臨時世話人は代表世話人が必要と認めた場合に開催される。
4. 世話人は世話人構成人員の2/3以上の出席をもって成立する。ただし委任状は出席とみなす。
5. 世話人の議事は出席世話人の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

評議員会

第15条

評議員会は毎年1回以上、代表世話人がこれを招集し、代表世話人が議長となる。評議員会の成立は評議員数の1/2以上の出席を必要とする。ただし委任状は出席とする。評議員会は次の事項を議決する。なお評議員会の議事は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

1. 事業および会計についての事項
2. 会則の変更についての事項
3. 解散についての事項
4. その他世話人において必要と認めるもの

第6章 会 計

第16条

地方会の経費には、学術集会参加費、賛助会員費、本部学会の補助金、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

第17条

地方会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 会則改正

第18条

会則の変更は世話人の議決を経て、評議員会の承認を得るものとする。

附則 地方会の設立は2019年7月1日である。
本会則は2019年7月1日より施行する。
本会則は2021年10月11日から改正する。
本会則は2022年9月17日から改正する。
本会則は2023年9月9日から改正する。
本会則は2024年1月25日から改正する。

資料

＜本部定款第2章第6条＞

当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同した医療に従事する者および医学研究者

(2) 賛助会員 当法人の目的、事業を賛助する上記以外の個人または団体が理事会により承認を受けた者